

財務省告示第百十七号

関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第百二条の規定を実施するため、輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件（昭和六十二年六月大蔵省告示第九十四号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日以後統計に計上される貨物について適用する。

平成二十四年三月三十一日

財務大臣 安住 淳

輸出統計品目表第〇三〇七・六〇号を次のように改める。

0307.60	・かたつむりその他の巻貝（海獲 <small>せい</small> のものを除く。）	
100	・くん製したもの	K G
900	・その他のもの	K G

輸入統計品目表第〇九一〇・一一号中

291	・生鮮のもの	K G
299	・その他のもの	K G
292	・乾燥したもの（全形のものに限るものとし、皮を除いてあるかない	

を

	かを問わない。)	K G	12
	その他のもの		
291	生鮮のもの	K G	
299	その他のもの	K G	1

改める。

輸入統計品目表第一二類に備考として次のように加える。

備考

- 1 あおじその果実、あさがおの種、アモムム・クサンテイオイデスの種、アルピニア・オクシヒュルラの果実、いかりそうの葉、うつぼぐさの花、えびすぐさの種、エピメダイウム・ウシヤネンセの葉、エピメダイウム・フベスケンスの葉、エピメダイウム・ブレガイコルヌの葉、エウオデア・ボダイニエリの果実、おおからすうりの種、おおばこの果実、種、葉及び花、おおみさんざしの果実、おかぜりの果実、おにゆりの葉、オランダびゆの果実、かきどおしの葉及び花、かきのきのがく、カシア・トラの種、かためんじその果実、かわらよもぎの花、きからすうりの種、きささげの果実、キトルス・アラウンテイウム(だいたいを含む。)の果実(未成熟のものに限る。)、きばないかりそうの葉、くこの果実及び葉、くちなしの果

実、けいがいの花、げんのしようこの葉及び花、ごしゆゆの果実、こぶしの花、ごぼうの果実、ざくろの果皮、ささくさの葉、さねぶとなつめの種、さんざしの果実、さんしゆゆの果実、しその果実及び葉、しなからすうりの種、しなれんぎようの果実、しろみなんてんの果実、すいかずらの葉及び花、すおうの心材、せつこく属の植物の葉、だいふくびんろうの果皮、たむしばの花、ちようせんごみしの果実、ちよれいまいただけの菌核、ちりめんあおじその果実、ちりめんじその果実及び葉、とうがん（ベニンカサ・ケリフエラ品種エマルギナタを含む。）の種、とうきささげの果実、ときわいかりそうの葉、どくだみの葉及び花、ながばくこの果実、なつみかんの果実（未成熟のものに限る。）、なんてんの果実、ねなしかずらの種、のいばらの果実、はくもくれんの花、はつかの葉及び花、はまごうの果実、はまねなしかずらの種、はまびしの果実、びわの葉、びんろうの果皮、ふきたんぼの花、ふじまめの種、ふゆむしなつくさたけの子実体（宿主を付けたものに限る。）、ほざきいかりそうの葉、ほんごしゆゆの果実、スグノリア・スプレングエリの花、スグノリア・ピオンテイイの花、まつほどの菌核、まめだおしの種、みつばはまごうの果実、ミロバラソンの果実、めはじきの葉及び花、リリウム・ナムイルムの葉、リリウム・ブロウニイ（はかたゆりを含む。）の葉、レオナルス・シビリクスの葉及び花

、 れんげいよつのもみ並びにロフアテリム・シネンセの葉

輸入統計品目表第一二一一・九〇号を次のように改める。

1211.90

- その他のもの

- ヤボランジ葉、パチュリ葉、センナ葉、ウロウルシ葉、ホミカ、クベバ、コロシント実、コルヒウム子、トンカ豆、ストロファンツス子、プランティアゴブシリウムの種、キナ皮、コンズランゴ皮、カスカラサグラダ、吐根、りんどう属の植物の茎及び根、セネガ根、遠志、甘松香、コロソバ根、海葱そとう、ヤラツバ根、デリス根、インド蛇木根、木香、白及しらん、キューベ根、セメンシナその他のサントニン採取用のもの、麻黄、沈香かいらぎ、槐花、大黄並びに甘草

110

- - セメンシナその他のサントニン採取用

		のもの、麻黄及び沈香	K G
120	- - -	甘草	K G
190	- - -	その他のもの	K G
700	- -	除虫菊	K G
600	- -	大麻草	K G
	- -	その他のもの	
	- - -	茎、樹皮及び根並びにこの類の備考1 の物品（乾燥したものに限るものとし 、砕き又は粉状にしたものを除く。）	
931	- - -	この類の備考1の物品	K G
939	- - -	その他のもの	K G
	- - -	その他のもの	
991	- - -	びやくだん	K G
992	- - -	はとむぎ	K G
999	- - -	その他のもの	K G

輸入統計品目表第一二二二・二一号中「掲げるもの」を「掲げる物品」に改める。

輸入統計品目表第一五・〇二項中「牛器」を「牛のもの」に改める。
輸入統計品目表第一六〇五・五九号中「スシャロツプ」を「炭立皿」に改める。

輸入統計品目表第二二〇六・〇〇号中

225	．．．．．麦芽を原料の一部としたもので発泡性を有するもの	」	を
229	．．．．．その他のもの	」	」
223	．．．．．麦芽を原料の一部としたもので発泡性を有するもの ．．．．．酒税法第23条第2項第3号ロに規定するもの（発泡酒にスピリッツを加えたもの）	」	」
224	．．．．．その他のもの ．．．．．その他のもの	」	」
228	．．．．．酒税法第23条第2項第3号イに規定するもの（糖類、ホツプ、水及び政令で定める物品を原料として	」	」

発酵させたもの)

229

.....その他のもの

改める。